

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 預金取扱金融機関に関する制度の企画・立案

第1節 銀行法等の一部を改正する法律等（銀行代理業制度の創設等）について

I 経緯

1. 銀行代理業制度の創設

(1) 背景

銀行代理店制度については、これまでも設置・廃止に係る認可制から届出制への変更、代理業務範囲の拡大、金融機関代理店制度の創設・拡大等の累次の規制改革を進めてきたところであるが、①法人代理店が100%子会社等に限定されているほか、②代理業務以外の業務の兼営が禁止されていた。

このため、代理店は、潜在的に有効な販売チャネルであるにもかかわらず、機動性や柔軟性に欠け、多様な顧客ニーズに対応することが困難であるため、十分活用されておらず、金融業界からは、出資規制の撤廃・緩和、業務範囲の更なる拡大などの要望がかねてより提出されてきていた。

また、平成14年9月30日の金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」を受け、最近の金融制度改革においては、このようなビジョンに沿って、証券仲介業の創設（16年4月1日施行）及び銀行等に対する解禁（同年12月1日施行）、信託契約代理店等の創設（同年12月30日施行）など、金融商品・サービスの提供チャネルの多様化・拡充が図られた。

こうした中で、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」こととされた。

これらを踏まえ、金融審議会金融分科会第二部会では、銀行代理店制度の見直しについて3回の審議を行い、17年2月2日に「銀行代理店制度見直しの論点整理」が取りまとめられた（資料3-1-1～2参照）。

(2) 法改正

預金者等の利便性の向上と銀行経営の効率化を図ることを目的に、銀行代理店制度を見直し銀行代理業制度等を創設するとともに、業務規制等の緩和及び銀行等の適切な業務運営確保のための措置を講じるための「銀行法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第106号）は17年11月2日に公布され、18年4月1日に施行された。

II 概要

1. 銀行代理業制度

(1) 銀行代理業の許可の基準

銀行代理業の許可にあたっては、

- ① 銀行代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること
- ② 人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること
- ③ 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であることを基準として審査することとした。

(2) 兼業承認の基準

兼業の承認の申請があったときは、

- ア. 兼業の内容が法令に抵触するものであること
 - イ. 兼業の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること
 - ウ. 資金の貸付けの内容が、次に掲げるもの以外であること
 - ① 預金・国債担保貸付又は消費者向け貸付の代理・媒介、事業の用に供する資金の貸付けについては、規格化された貸付商品（1千万円を上限とする。）であってその契約の締結に係る審査に関与しないものであること
 - ② さらに、貸金業、クレジット業、債務保証等の信用の供与を主たる業務とする者の場合には、預金・国債担保貸付の代理・媒介のほか、消費者向けの規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものではないこと（当該貸付資金で購入する物件等を担保とする貸付等に限る）
 - エ. 兼業における取引上の優越的地位の濫用により顧客保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること
- のいずれにも該当しないものを基準として審査することとした。

(3) 分別管理

分別管理については、兼業業務における銀行代理業に係る金銭等の費消・流用を禁止し、所属銀行との間で確実に受払いが行われることを確保するための措置であるが、具体的には、管理場所を区別することその他の方法により銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならないこととした。

(4) 顧客に対する説明等

ア. 顧客に対する明示

銀行代理業者は、銀行代理行為（銀行法第2条第14項各号に掲げる行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、所属銀行の商号、代理か媒介かの別のほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならないこととした。

- (ア) 銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属銀行からの権限の付与がある旨
- (イ) 所属銀行が二以上ある場合において、
 - ① 顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
 - ② 顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属銀行のために行っているときは、その旨
 - ③ 顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号又は名称

イ. 預金者等に対する情報の提供

銀行代理業者は、銀行における預金者等に対する情報提供義務と同様、主な預金、定期積金又は掛金（以下「預金等」という。）の金利、手数料、預金保険法の対象等を明示し、商品情報等の説明を行わなければならないこととした。

ウ. 健全かつ適切な運営の確保措置（銀行法第 52 条の 44 第 3 項）

(ア) 預金等との誤認防止

銀行代理業者が預金等以外の金融商品の販売等を行う場合には、預金等との誤認防止のため、書面の交付等により、

- ① 預金又は定期積金等ではないこと
 - ② 預金保険の対象とはならないこと
 - ③ 元本の返済が保証されていないこと
 - ④ 契約の主体等の事項の説明を行わなければならないこと
- とした。

(イ) 顧客情報の適正な取扱い

銀行同様、個人顧客情報の安全管理措置等のほか、

- ① 銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面等により当該顧客の同意を得ずに銀行代理業以外の業務に利用しないこと
- ② 他業において取扱う顧客の非公開情報を、事前に書面等により当該顧客の同意を得ずに銀行代理業に係る業務に利用しないこと、事前に書面等より当該顧客の同意を得ずに所属銀行に提供しないことを確保するための措置を講じなければならないこと

とした。

エ. 所属銀行による銀行代理業者に対する指導等

所属銀行は、銀行代理業者に対する業務の指導その他銀行代理業の健全かつ適切な運営の確保が義務付けられているが、具体的には、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

- ① 業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

- ② 銀行代理業の実施状況の検証、改善等を行うための措置
- ③ 銀行代理業の委託契約、再委託契約の変更・解除を行うための措置
- ④ 銀行代理業者が行う資金の貸付け等の取り扱いについて、自らが必要な審査を行うための措置
- ⑤ 銀行代理業者に顧客情報を不正に取得させないなど顧客情報の適切な管理を確保するための措置
- ⑥ 所属銀行の商号、銀行代理業者を示す文字、銀行代理業者の名称を店頭掲示させるための措置
- ⑦ 銀行代理業者の営業所等における犯罪防止のための措置
- ⑧ 銀行代理業を営む営業所等の廃止にあたっては、所属銀行の営業所等へ支障なく引き継がれるなど顧客に著しい影響を及ぼさないための措置
- ⑨ 銀行代理業者の顧客からの苦情を適切・迅速に処理するための措置

2. その他の規制緩和

今回の政省令の整備に際して措置したその他の主な規制緩和の概要は以下のとおり。

(1) 銀行の休日及び営業時間

ア. 銀行の休日

銀行の営業所の設置場所の特殊事情のほか、例えば、営業所の立地条件（住宅街、オフィス街、商店街等）や顧客層（個人中心、事業者中心）等により、休業しても顧客利便を著しく損なわないなどの事情により、休日にしても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして承認を受けた場合は、法定休日以外の日を休日とすることができることとした。

イ. 銀行の営業時間

上記ア.と同様の事情により、法定の営業時間帯（午前9時から午後3時まで）に窓口を閉めても、顧客の利便を損なわず、当座預金業務を営んでいない銀行の営業所については、法定の営業時間を変更できることとした。なお、当該変更をする場合は届出制となっている。

(2) 資金の貸付けの業務に係る金銭の受払事務の委託

いわゆる異業種（証券会社、ノンバンク等）のATMによる預金業務に係る金銭の受払事務の委託に加え、貸付業務に係る金銭の受払事務の委託を解禁することとした。なお、貸付業務に係る金銭の受払事務については、主たる業務が信用供与を行うものである者のATMについては、預金・国債担保貸付に係るものに限ることとした。

(3) 銀行等の議決権保有制限規制

銀行又はその子会社に対する国内の会社の議決権の保有制限規制において、銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する議決権のない株式について、当該会社の経営の状況

の改善に伴い相当の期間内に処分するための議決権のある株式への転換その他の合理的な理由があることについてあらかじめ承認を受けた場合には、制限を超えて議決権を保有することができることとした。

(注) 上記(1)から(3)までについては、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫及び信用組合についても、同様の措置を講じた。

(4) 信用金庫等の員外貸出規制

信用金庫等の協同組織金融機関は、その組織の特殊性にかんがみ会員以外の者に対する貸付けは、当該信用金庫等の貸付け等の総額の20%を超えてはならないとされているが、当該規制の枠内において、①独立行政法人及び地方独立行政法人に対する資金の貸付け及び手形の割引、②民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者に対する同条第4項に規定する選定事業に係る資金の貸付けを認めることとした。

(注) 労働金庫及び信用組合についても、同様の措置を講じた。

第2節 預金保険制度（ペイオフ解禁）について

I 経緯（資料3-2-1～2参照）

平成17年4月1日から、預金等定額保護（元本1千万円までとその利息の保護）の範囲が定期性預金から普通預金や別段預金にまで拡大し、これをもって、決済用預金を除く全ての預金について、預金等全額保護の特例措置が終了することとなった。

預金等全額保護の特例措置は、8年6月の預金保険法改正により、金融システムの安定確保の観点から、13年3月末までの時限的な措置として導入されたが、その後の法改正により、定期性預金については14年3月末まで、普通預金等については17年3月末まで延長されていた。

この間、金融行政においては、

- ① 構造改革の一環としての不良債権問題の正常化
- ② 少額預金者の保護制度とは別の決済機能の安定確保のための制度の整備
- ③ 預金保険制度に係る広報（ペイオフ広報）の拡充
- ④ 迅速な破綻処理のためのシステム面の整備（金融機関の名寄せデータの整備）

等、ペイオフ解禁を実施する金融環境の整備に努め、これら政策目標の達成に伴い、17年4月、ペイオフ解禁が実施された。

II 概要

1. ペイオフ解禁後の対応（17年4月1日閣議後大臣発言要旨）

ペイオフ解禁の実施後は、金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組むこととなり、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けが中心となり、行政による規律付けは補完的な役割に移行することとなる。

また、預金者にとっても、自らの判断と責任において金融商品や金融機関を選択することとなり、いわば金融機関が預金者の選択と信頼を競い合う新たな時代を迎えたことを意味する。

こうした「選択と信頼」を基盤とする金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮していくよう、金融行政としても、引き続き、効果的かつ効率的な検査・監督の実施に努めるなど、適切にその役割を果たしていく必要がある。

2. 本年度の対応

上記の考え方を踏まえ、17年度においては、以下のとおり対応を行った。

(1) 預金保険制度に関する整備

政令等の改正により、預金保険制度に関する所要の規定の整備を実施した。

ア. 預金保険料の徴収単位引き上げにより、保険料徴収事務の合理化を行った。

イ. 金融機関が事業の全部譲渡を行った場合の保険料徴収規定の明確化を図った。

ウ. 金融機関破綻時においても、決済用預金の円滑な払戻しを行えるよう、規定の手当てを行った。

(2) 預金保険制度に係る広報（ペイオフ広報）の拡充

広報用パンフレット「預金保険制度（ペイオフとは?）」を作成、各財務局等を通じて全国の市町村等への配布を行った。

また、パンフレットの作成に合わせて、各財務局等の担当者に対する研修の実施、郵政民営化（19年10月実現）後の郵便貯金の取扱い等を含め、預金保険制度に関する知識の当局職員への周知を図った。